

議案第196号

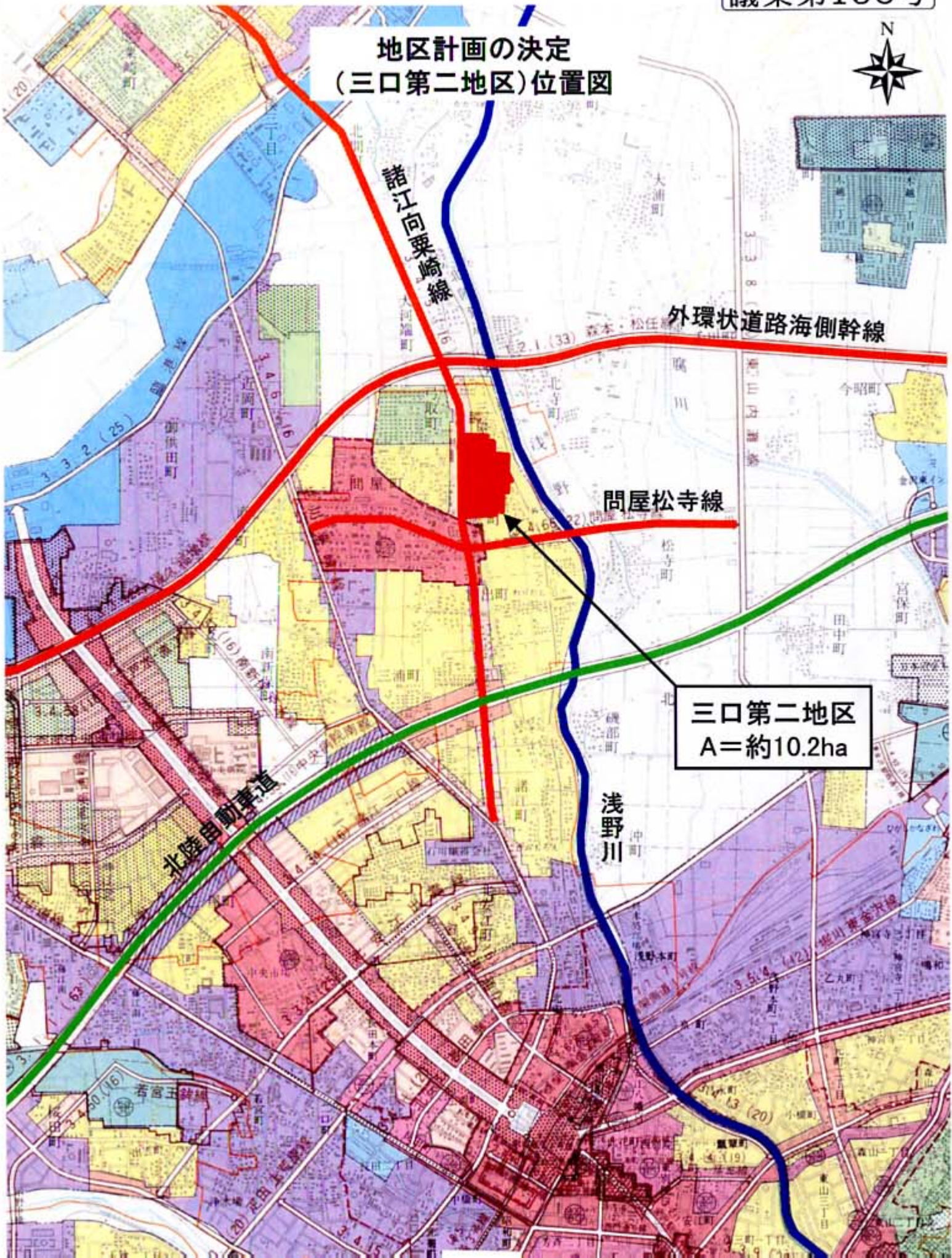
金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画三口第二地区地区計画を次のように決定する

名称		三口第二地区 地区計画	
位置		金沢市三口町木の部、金の部及び土の部の各一部	
面積		約 10.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、金沢市の中心部より北方5kmに位置し、浅野川と問屋センターに挟まれ、現在大きく発展中の駅西地区に隣接する住宅地として期待されている地区である。本地区計画では計画的に市街地形成を図ることにより、快適で潤いのあるまちづくりの実現を目標とする。	
	土地利用の方針	沿道サービス地区	一般住宅地区
		都市計画道路諸江向栗崎線の有効活用と、隣接する問屋団地と能登方面への拠点とした、商業施設及び店舗も含めた施設の立地を図る。	
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。		
地区整備に関する事項	建築物等に関する事項	地区の細区分	沿道サービス地区 約 1.9 ha
		名称面積	一般住宅地区 約 8.3 ha
	建築物等の用途の制限	地区の区分に応じ、次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ○ 畜舎又はサイロ ○ 自動車教習所 ○ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場 ○ ホテル又は旅館 ○ カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） ○ 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（マージャン屋、ぱちんこ屋等）、及び第8号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に掲げる営業の用に供する建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合はこの限りではない。	

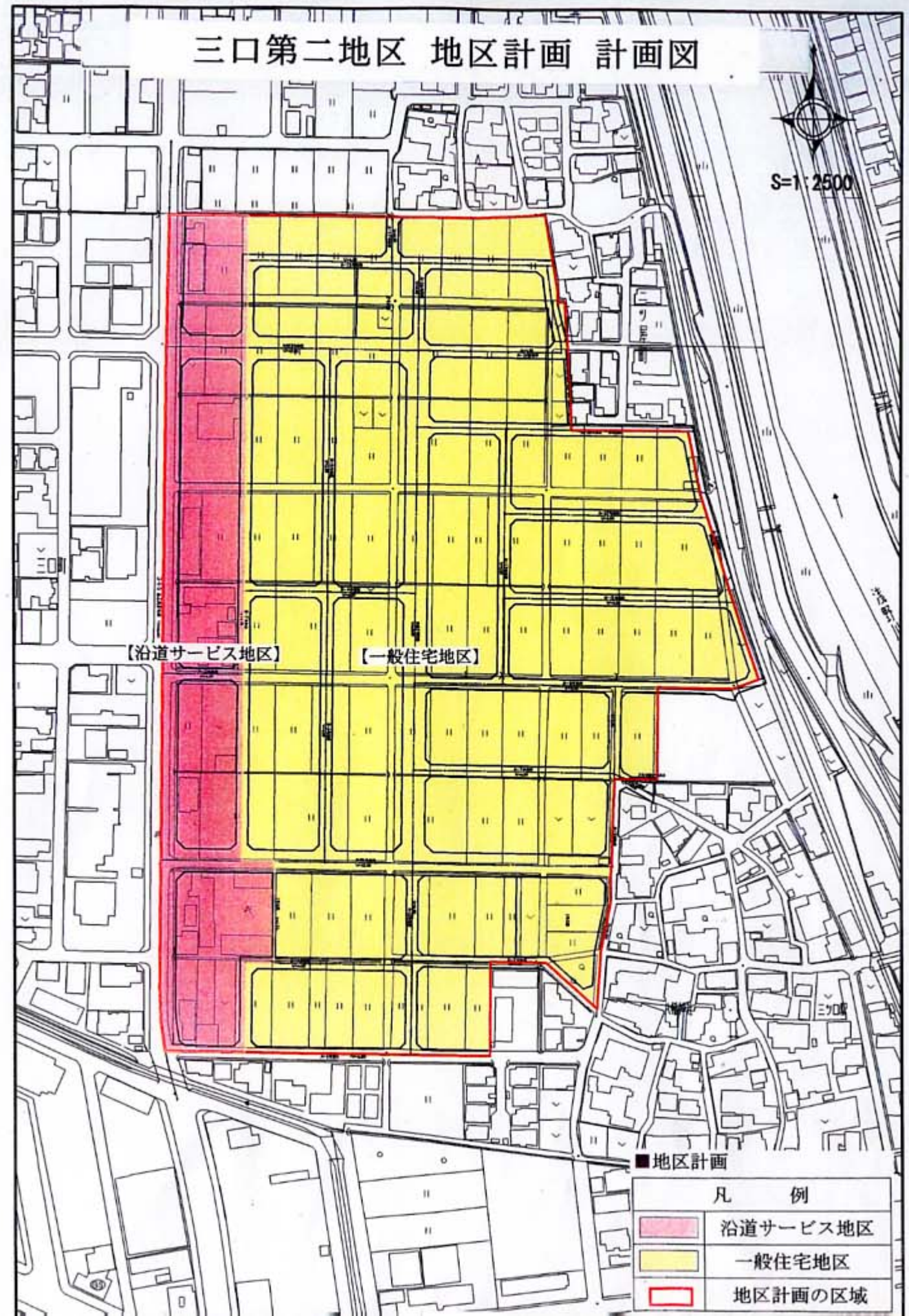
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8 mとする。
		建築物等の高さの最高限度	15 m ただし、高さ5 m以内の階段室、昇降機塔、装飾塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のもの、又は棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、除くものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 周辺の眺望・景観等との調和を図り、都市景観形成上支障がないものとする。 2 建築物等の外壁の色は、茶又はグレー等を基調とし、また、屋根の色は、黒、茶、グレー、濃緑、濃紺等を基調とした落ち着いた色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが1.2 m以下のもの (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが1.2 m以下のものと透過性のフェンス又は植栽とを組み合わせたもので、高さが1.8 m以下のもの
理由		土地区画整理事業により基盤整備がなされた本地区において、都市計画道路諸江向栗崎線沿道にふさわしい沿道サービス施設の誘導と、周囲の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。	


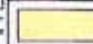
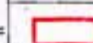
地区計画の決定
(三口第二地区)位置図



三口第二地区 地区計画 計画図

S=1:2500



凡 例	
	沿道サービス地区
	一般住宅地区
	地区計画の区域